

身近な相談窓口一覧

金沢市女性相談支援室

(配偶者暴力相談支援センター)



☎ (076)220-2554

月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

※弁護士・臨床心理士相談は要予約 ※DV被害男性の相談可

電話

面接

オンライン

石川県配偶者暴力相談支援センター

全国共通番号 #8008

相談時間等は石川県HPでご確認ください。

電話

面接

いしかわ性暴力被害者支援センター

(パープルサポートいしかわ)

全国共通番号 #8891

または ☎(076)223-8955

月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)

※ただし、緊急医療などの緊急を要するご相談は24時間365日対応

電話

面接

メール

性被害110番

(石川県警察本部)

全国共通番号 #8103

または ☎(0120)010-783
(076)225-0281

24時間対応 (夜間・土・日・祝日は当直員が対応)

電話

警察相談専用電話

(石川県警察本部)

全国共通番号 #9110

または ☎(076)225-9110

電話 24時間対応 (夜間・土・日・祝日は当直員が対応)

面接 月～金 9:00～17:00

電話

面接

緊急の場合は、
110番か最寄りの警察署へ!

このほかの
相談窓口は
こちらから



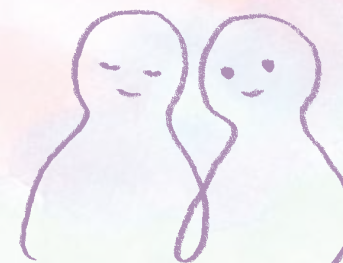
配偶者や恋人と 対等な 関係ですか?

些細なことでも「ありがとう」と言い合える

“命令”ではなく、“お願い”として伝え合える

「ごめんなさい」と素直に言い合える

互いの意見が食い違ったとき、落ち着いて話し合える



ふたりの間が

上下関係や主従関係のようなとき…

DVかもしれません

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは…

配偶者(事実婚を含む)、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力のこと。^{*} 被害者、加害者ともに性別を問いません。

※元配偶者および生活の本拠を共にしていた交際相手を含みます。
 ※生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力はデートDVと言います。

DVの種類

身体や心を傷つける暴力にはさまざまな種類があります。
 DVは、これらの暴力が一つではなく複合して継続的に行われます。

身体的暴力	<ul style="list-style-type: none"> 殴る、蹴る 首をしめる 刃物を突き付ける 髪を引っ張る 引きずりまわす 物を投げつける など
精神的暴力	<ul style="list-style-type: none"> 暴言を吐く 見下す 別れるなら自殺するなどと言って脅す 大声で怒鳴る 何を言っても無視する など
性的暴力	<ul style="list-style-type: none"> 避妊に協力しない 嫌がっているのに性的行為を強要する 裸の写真を撮る など
経済的暴力	<ul style="list-style-type: none"> 生活費を渡さない 収入を取り上げる 無断で借金をする など
社会的暴力	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話のチェックなど行動を監視・制限する 親族や友人との付き合いを制限する 仕事を辞めさせる など
子どもを使った暴力	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの前で暴力をふるう 子どもを取り上げると脅す 子どもに母親または父親を侮辱させる など

DVの目的とサイクル

加害者は、暴力をふるうことで **相手を支配し、自分の思い通りに動かそう**とします。2人の間には常に上下関係があり、被害者に物事の決定権がなく、夫婦喧嘩とは異なります。



・サイクルは繰り返すにつれ間隔は短くなり、開放期や緊張期がなくなることも…
 ・暴力は次第に激しくなる傾向があります。

DVは暴力で支配する不平等な関係です。

たとえばこんなこと、ありませんか？

あなたのパートナーは…

- ささいな事で見下したり、バカにする。
- うまくいかないことがあると、すべてあなたのせいにする。
- 友人や親族に連絡をとることや会うことを制限する。
- 嫌がっているのに性的な行為を強要する。
- 生活費を渡さない。
- あなたが何かをするたびに許可をとらせる。
- 子どもの前であなたを非難、中傷する。
- 子どもを取り上げる、傷つけると言って脅す。



ひとつでも当てはまったら、それはDVかもしれません。

DVがおよぼす影響

被害者

- ・外傷やその後遺症
- ・身体的症状(頭痛、めまい、体調不良が続く など)
- ・精神的影響(抑うつ、不安障害、アルコール・薬物依存、PTSD など)
- ・性格や対人関係の変化
- ・無力感、感情的麻痺、判断力の低下
- ・ストレスによる育児放棄、子どもへの暴力 など

子ども

児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)には「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」(面前DV)は児童虐待であると明記しています。

子どもにとって、安全な場所である家庭や親が安全でなくなる。この影響は心理的なもので、すぐに生死にかかわるものではありませんが、今後の人生において大きな影響(自己肯定感の低下、デートDV、性的逸脱、抑うつ、暴力で解決できるという刷り込みなど)を与える恐れがあります。

自責

お父さんがお母さんにひどいことをするのは僕が悪いからだ…

不安

お母さんがいつまた怒り出すか分からない…

孤立

誰も私を守ってくれない…

混乱

優しいときもあるのになんで…



お子さんのことが心配なときはご相談ください

金沢市子ども相談センター ☎(076)243-4158

月～金 9:00～17:45(年末年始・祝日を除く)

DVかも…と思ったら

自分が被害を受けているかも…

あなたが悪いからではありません。

暴力を問題解決の手段として選んでいる相手の問題です。

「私も悪かった」「我慢しなくては…」と自分を責めたり、ひとりで我慢したりしないで、相談機関に相談してください。



相談窓口は裏面へ

DVをしてしまっているかも…

暴力を認めるのは勇気がいることです。

そして、ひとりで暴力をやめるのは難しいかもしれません。

そんなときに、身近な人に相談したり、

人の力を借りたりすることは恥ずかしいことはありません。

身近な人や相談機関に相談してください。

暴力をふるってしまう方のための相談窓口

石川県こころの健康センター ☎(076)238-5750

月～金 8:30～17:15(年末年始・祝日を除く)

暴力抑止プログラム等を活用して、関係の回復に向けた支援を受けられます。

友人や知人、親族が被害を受けているかも…
もしくは、相談を受けたら…

被害者の背景にはいろいろな事情があります。

経済的なことや子どものことを考えて逃げるのが難しい、逃げようとする暴力が激しくなる、支配された関係性の中で判断力を奪われている、

自分を責めていて暴力に気づいていないなどがあります。

被害者を責めず、専門機関への相談につなげてください。



DV 被害者を守る法律

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」

相談したい、支援して欲しい…



配偶者暴力相談支援センター(法律第3条)があります。

できること

- ・相談や自立支援のための情報提供、助言
- ・一時保護または一時保護の情報提供
- ・保護命令制度利用の助言、情報提供
- ・心身を回復するためのカウンセリング など

加害者が近寄ってこないようにしたい…



保護命令制度(法律第10条)があります。

できること

- 裁判所に申し立てると、加害者に対し保護命令が出されます。
- ※更なる暴力により、生命又は心身に重大な危害を受ける恐れが大きいときに限ります。

保護命令の種類

接近禁止命令 (1年間)

被害者や被害者と同居する子・親族等に付きまとう行為や住居等付近の徘徊を禁止する。

電話等禁止命令 (1年間)

被害者や被害者と同居する子に対する一定の電話・メール、SNS、位置情報の無断取得等を禁止する。

退去命令 (2ヶ月間)*

加害者に対し、被害者と共に住む住居から退去を命じる。
*被害者が単独で住居を所有又は賃借している場合6ヶ月間

保護命令手続きの流れ

被害者



申立書の提出

地方
裁判所

発令

加害者



命令に違反した場合、2年以下の懲役または200万円以下の罰金があります。

対等な関係になるために

Point 1

暴力は認めない

どんな事情があっても暴力をふるっていい理由にはなりません。暴力は犯罪行為を含む人権侵害です。暴力を使わない解決方法を考えましょう。

Point 2

自分を大切に

あなたは自分のことを自分で決めることができる大切な存在です。自分の気持ちを大切に、思いを伝えましょう。

Point 3

相手を大切に

相手も気持ちや意見を持っています。自分の思いを一方向的に相手に押し付けず相手の考えを認め、受け入れましょう。

Q & A

DV加害者に特徴はある？

暴力をふるう人の年齢、性別、学歴、職業はさまざまです。加害者は外から判別しにくく、家で暴力をふるっていても外ではごく一般的な人の場合もあり、被害者が被害を訴えても周囲が信じない場合もあります。愛情や理由があれば暴力をふるってもいい、暴力をたいしたことないと過小評価するといった価値観と偏ったジェンダー意識(強い性別役割分業意識、男や女はこうあるべきというこだわり等)がDV加害に影響すると言われています。

どれくらいの人がDVの被害にあっている？

内閣府が2020年に実施した「男女間における暴力に関する調査」では、女性の約4人に1人、男性の約5人に1人が配偶者からの暴力を受けたことがあると回答しています。DVは性別に関係なく被害にあうことがあり、身近な問題です。